



発行 東京都

目次

告示

- 防災街区整備事業組合の定款及び事業計画の変更認可…(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)…一
- 令和二年における中型まき網漁業の許可等の申請期間…(産業労働局農林水産部水産課)…一
- 規程(水)
 - 東京都水道局庁内管理規程の一部を改正する規程…一
 - 規程(下水)
 - 東京都下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程…二

告示

●東京都告示第七百四十三号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第五百五十七条第一項の規定に基づき西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第四百三十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年五月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 事業組合の名称
西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合
- 二 事業施行期間
平成二十八年十二月六日から令和六年三月三十一日まで
- 三 施行地区
新宿区西新宿五丁目及び六丁目各地方内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
新宿区西新宿六丁目二十五番八号
平成二十八年十二月六日
- 五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
令和二年五月十五日

●東京都告示第七百四十四号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和二年における中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めたので、同規則第八条第三項の規定により次のとおり告示する。

令和二年五月十五日

東京都知事 小 池 百合子

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和二年五月十八日から同月二十二日まで

規程(水)

●東京都水道局管理規程第十九号

東京都水道局庁内管理規程の一部を改正する規程を次の

ように定める。

令和二年五月十五日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局庁内管理規程の一部を改正する規程

東京都水道局庁内管理規程(昭和五十年東京都水道局管理規程第十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十号中「懸垂幕等」を「幕、のぼり、旗等」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 陳情等の目的で、ゼッケン、腕章、鉢巻等を着用すること。

第五条第二項中「及び第十二号」を「から第十三号まで」に改める。

第六条中「懸垂幕等」を「幕、のぼり、旗等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(庁舎内の立入り手続等)
第六条の二 庁内管理者は、庁舎内の秩序の維持又は事故の防止のため必要があると認めるときは、庁舎内に立ち入ろうとする者に対し、次の各号に定める事項を記載した書面(電磁的記録によるものを含む。)を提出させる

- 一 立ち入る者の氏名及び連絡先
- 二 立入りの日時
- 三 立ち入る目的又は訪問先
- 四 前各号に定めるもののほか、庁内管理者が必要と認める事項

2 前項の手続を拒否した者又は偽った申告をした者があ

る場合は、庁内管理者は、必要な指示、警告等の措置を講じ、庁舎内の立入りを禁止することができる。

3 職員及び庁内管理者が別に定める者は、第一項に規定する手続を省略することができる。

4 庁内管理者は、多数の者が陳情等の目的で庁舎内に立ち入ろうとする場合において、庁舎内の秩序の維持又は事故の防止のため必要があると認めるときは、立ち入ることができない人数、立入りの時間及び場所等の制限、立入りの禁止等の必要な措置を講ずるものとする。

5 庁内管理者は、庁舎内の危険を未然に防止するために必要があると認めるときは、第一項の手続に加え、庁舎内に立ち入ろうとする者に対し、車両検査、所持品検査等の必要な措置を講ずるものとする。

第七条に次の二項を加える。

2 庁内管理者は、庁舎内の安全確保のために必要があると認めるときは、庁舎内に搬入する郵便物、宅配物等における貨物、機械、器具、備品、材料等の物品に対してエックス線の射影等により内容物を検査する等の必要な措置を講ずることができる。

3 庁内管理者は、前項の検査により庁舎内の安全が脅かされるおそれがあると認めるときは、立入禁止区域の設定、当該物品の一時隔離、避難指示等の必要な措置を講ずることができる。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

規 程 (下 水)

●東京都下水道局管理規程第二十一号

東京都下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年五月十五日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程

東京都下水道局庁舎管理規程(昭和五十年東京都下水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十号中「懸垂幕等」を「幕、のほり、旗等」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 陳情等の目的で、ゼッケン、腕章、鉢巻等を着用すること。

第五条第二項中「及び第十二号」を「から第十三号まで」に改める。

第六条中「懸垂幕等」を「幕、のほり、旗等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(庁舎内の立入り手続等)

第六条の二 庁舎管理者は、庁舎内の秩序の維持又は事故の防止のため必要があると認めるときは、庁舎内に立ち入ろうとする者に対し、次の各号に定める事項を記載した書面(電磁的記録によるものを含む。)を提出させる等の必要な手続をさせるものとする。

- 一 立ち入る者の氏名及び連絡先
- 二 立入りの日時
- 三 立ち入る目的又は訪問先
- 四 前各号に定めるもののほか、庁舎管理者が必要と認

める事項

2 前項の手続を拒否した者又は偽った申告をした者がある場合は、庁舎管理者は、必要な指示、警告等の措置を講じ、庁舎内の立入りを禁止することができる。

3 職員及び庁舎管理者が別に定める者は、第一項に規定する手続を省略することができる。

4 庁舎管理者は、多数の者が陳情等の目的で庁舎内に立ち入ろうとする場合において、庁舎内の秩序の維持又は事故の防止のため必要があると認めるときは、立ち入ることができない人数、立入りの時間及び場所等の制限、立入りの禁止等の必要な措置を講ずるものとする。

5 庁舎管理者は、庁舎内の危険を未然に防止するために必要があると認めるときは、第一項の手続に加え、庁舎内に立ち入ろうとする者に対し、車両検査、所持品検査等の必要な措置を講ずるものとする。

第七条に次の二項を加える。

2 庁舎管理者は、庁舎内の安全確保のために必要があると認めるときは、庁舎内に搬入する郵便物、宅配物等における貨物、機械、器具、備品、材料等の物品に対してエックス線の射影等により内容物を検査する等の必要な措置を講ずることができる。

3 庁舎管理者は、前項の検査により庁舎内の安全が脅かされるおそれがあると認めるときは、立入禁止区域の設定、当該物品の一時隔離、避難指示等の必要な措置を講ずることができる。

第十二条第二号中「については、」の下に「庁舎管理者が別に定める手続により事前に届け出た場合又は」を加える。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

